

密漁

罰則強化

あわび、なまこの

密漁や密漁品を取り扱った場合の罰則が、



3年以下の懲役 又は
3千万円以下の罰金

に引き上げられます。

密漁は

犯罪です。



密漁品の取り扱いは、**禁止**されています。

密漁により入手した水産物やその製品の所持・販売に関与した者に対しても罰則が科されることがあります。

燧灘海域漁業秩序確立対策協議会
伊予灘海域漁業秩序確立対策協議会
宇和海海域漁業秩序確立対策協議会

愛媛県農林水産部水産局水産課 TEL:089-912-2622 FAX:089-947-3032